

基本構想で
定める「自治体
経営の基本的
な考え方」に基
づく取り組み

平成 18 年度

基本構想で定める「自治体経営の基本的な考え方」に基づく取り組み 平成 18 年度

平成 13 年 9 月に市議会で議決された三鷹市基本構想では、新たな世紀における自治体の役割を明確に提示しました。この基本構想では、「自治体経営の基本的な考え方」として特に独立して項を設けて展開しており、それは 行政の役割転換、 協働のまちづくりの推進、 成果重視の行政経営システムの確立、 柔軟で機動的な推進体制の整備、 透明で公正な行政の確立 の 5 つの考え方から構成されています。

例えば の「行政の役割転換」においては、「安定した市民生活を保障するための仕組みをつくとともに、市は主体性と責任を持ちながら、行政の主な役割を、これまでの直接的なサービス提供中心のあり方から総合的なコーディネート機能を重視したあり方へと転換する」としており、行政はセーフティネットの構築やリスク・マネジメントを行いながら、民間の活力や資源を最大限に活用して事業の戦略的展開を図ることを掲げています。

この 章では、基本構想に掲げる三鷹市の「自治体経営の基本的な考え方」に沿って、上で示した 5 つの基本方針に則った平成 18 年度の主な取り組みについて紹介しています。

三鷹市における自治体経営の確立に向けた全体的な取り組みとしては、第 章から第 章において基本計画（改定）や行財政改革アクションプラン 2010 等の取り組み状況をまとめていますが、本章ではその中から事業手法やその視点において、特に代表的だと思われる「三鷹市らしい取り組み」を選び、その説明をしています。



1 三鷹ネットワーク大学の取り組み

「あすのまち・三鷹」推進協議会から三鷹ネットワーク大学へ

平成 15 年度から 16 年度にかけて、「あすのまち・三鷹」推進協議会 において重ねた検討をもとに、平成 17 年 5 月に三鷹ネットワーク大学事業の実施主体となる「三鷹ネットワーク大学推進機構」が三鷹市と 14 の大学等の教育・研究機関で設立されました。同機構は、平成 17 年 8 月に東京都より N P O 法人として認証され、正式に法人化されました。また、同機構は、事業の拠点となる三鷹駅前協同ビル 3 階の公の施設「三鷹ネットワーク大学」の指定管理者にも指定されました。

三鷹ネットワーク大学は、平成 17 年 10 月 1 日に開設され、民学産公の協働により、「教

「先導的モデル事業」や「実証実験型事業」の手法を積極的に用い、民学産公の協働によって事業展開を図り、具体的な公共の事業や公共のサービスのモデル等の成果を全国や世界に広げていくことを目指すために三鷹市が設立した団体。平成 18 年 3 月 31 日解散。

育・学習」「研究・開発」「窓口・ネットワーク」の三つの機能を果たす取り組みを続けてきました。

平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までに実施した講座等は、全 71 件、延べ 394 コマ、申込者数延べ 6,053 人、受講者数延べ 5,171 人（出席率約 85%）となっています。受講者アンケートによる満足度は、約 85%という結果を得ることができました（教育・学習機能関連）。

多様な場で活動する「人財」の育成を目指して

また、平成 17 年度より経済産業省の公募事業「地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト」に採択され、平成 18 年度は小学校 7 校、中学校 1 校の合計 8 校が参加し、市内のアニメーション制作会社や専門のクリエイター、NPO等の参加・協力を得て、「アニメーション・コンテンツ関連産業」を素材として、働くことの楽しさ、役割分担の重要性、コミュニケーション能力や創造性豊かな発想が大切であることを学びました。

上記事業に加えて平成 18 年度は、「あすのまち・三鷹」推進協議会が 4 年にわたって行ってきた「実証実験」など協働研究の要素を継承した、当機構の正会員・賛助会員の取り組みである、「民学産公」協働研究事業を実施しました。本事業には、正会員 2 団体、賛助会員 6 団体の公募があり、各団体のユニークな提案に基づいた実証実験を実施しました（研究・開発機能関連）。



「民学産公」協働研究事業 成果報告会

このほか、キャリアデザイン支援として、「合同学校説明会」を開催し、学生、社会人への学びの機会に関する情報を提供したほか、総務省関東総合通信局からの受託事業として、NPO活動を通じたICT（情報通信技術）の活用事例について情報発信と関係者の交流を促進するための「ICT三鷹セミナー」を開催しました。また、団塊の世代を対象に、リタイア後の地域社会との関わり方、働き方、



「みたか'07' 団塊交流会」講演風景

学び方などを考えるイベントとして「みたか'07団塊交流会」を開催しました（窓口・ネットワーク機能関連）。

今後も、三鷹ネットワーク大学の取り組みを通じて、教育・研究機関の知的資源、市民や企業の経験や技術などが地域に還元され、多様な場で活動する「人財」の育成に寄与することを目指します。

2 『まちづくりディスカッション』による新たな市民参加の取り組み

新たな市民手法への挑戦

三鷹青年会議所と市はパートナーシップ協定を締結し、平成 18 年 8 月 26 日（土）・27 日（日）の 2 日間にわたり、「みたかまちづくりディスカッション 2006」を開催しました。このディスカッションはドイツの市民参加手法「プラーヌクスツェレ」を参考としていますが、今まで参加の機会がなかった市民の意見を聞くために、18 才以上の市民から無作為抽出で選んだ 1,000 人に依頼状を送り、52 人の参加者によって 2 日間にわたって「子どもの安全安心」をテーマに討論を行ったものです。



5 人編成のグループで積極的な議論が展開

当初は 45 人の参加を目標としていましたが、果たして参加者が集まるのかとの危惧もありました。しかし結果は 87 名の申込みがあり、会場の都合で 60 人に絞る公開抽選会を行いました。

当日は、初対面であるメンバーが役割分担をしながら、子どもが誘拐されたり傷つけられたりする犯罪被害に遭わないための方策について熱心な検討が行われ、2 日目の最後には、まとめられた提案が整然と発表されていきました。また終了後のアンケートでは、回答した 50 名のうち 41 人が「もう一度やってみたい」と答え、50 人全員が「今後もこのような市民討議を続けた方がよい」と答えていました。

同年 12 月には、まちづくりディスカッションの報告書が市長に提出されましたが、そこでの提言は、「地域安全マップ」に関する新規事業の実施などにより、平成 19 年度の施策に具体的に反映されています。

「声なき市民」の参加を求めて

三鷹市は、基本構想・第 3 次基本計画の策定において、「白紙からの市民参加」「原案策定以前の市民参加」と呼ばれる新たな市民参加方式を導入しました。また計画の確定後は、市民協働センターの開設や自治基本条例の制定もあり、市民活動もますます活発になっ

ています。

そして、無作為抽出による市民討議方式である「みたかまちづくりディスカッション 2006」の開催は、自治体における新たな市民参加の可能性を切り開くという成果を得ることができました。さらに基本計画の改定ごとに実施している無作為抽出による市民意向調査では、アンケート調査の有効回答率（回収率）は前回の平成 16 年度が 43%、そして第 2 次改定に向けた平成 18 年度の調査では 47%という高い回答率が得られました。ちなみに、この種のアンケート調査の有効回答率は、低い自治体では 10%台、全国平均でも 25%程度といわれています。



参加者からは「今後も続けた方が良い」との声が

これまで自治体における市民参加のあり方は、審議会方式であれ公募の市民会議方式であれ、「参加の意欲と条件」を備えた市民の参加でした。しかし、三鷹市のまちづくりディスカッションの成果や市民意向調査の結果を踏まえ

ると、いわば「声なき声」といわれる市民の意見を集め、「参加の意欲と条件」がなかった市民の参加の機会や場を創出する取り組みについて、市は引き続き積極的に推進を図っていく必要があると考えています。

平成 19 年度の第 3 次基本計画の第 2 次改定においては、市は、「まちづくりディスカッション」として先駆的な実践を行った「無作為抽出による市民討議方式」について、わが国初の取り組みとして、基本計画改定における「市民討議方式」の導入を行うこととしています。今後も市は、自治基本条例の施行による新たな自治・分権推進体制のもとで、参加と協働の取り組みの一層の充実を図ります。

3 市民参加による丸池公園の整備

まちづくりプランの提案

丸池は、三鷹市のほぼ中央を北東から南西に流れる仙川の水源の一つと言われ、とうとうと底から湧水が湧き、農業用水、生活用水として使われていました。しかし、昭和 40 年代になると、生活排水や工場排水が流れ込み、水も濁り、ユスリカも発生するなど環境が悪化、周辺には不法投棄された粗大ごみも散乱し、昭和 46 年頃に埋め立てられました。

その後、新川中原住民協議会が、埋め立てられ姿を消してしまった丸池をもう一度蘇らせる丸池復活のモデル事業を、平成元年の「まちづくりプラン」で提案しました。この提案を受け、市では丸池の復活と仙川流域の親水化を、三鷹市緑と水の回遊ルート整備計画（平成 6 年 6 月確定）に盛り込み、市民と行政の共通目標として一体となって動

き始めることとなりました。

ワークショップによる公園整備

平成 8 年当時、最初に様々な立場で違った意見を持つ人たちが、共同作業や話し合いによってコミュニケーションをとりつつ、一つの目的を達成する「ワークショップ」そのものが認知されていませんでした。そのため、丸池復活運営委員会と財団法人まちづくり公社(現:



平成 17 年度に整備した丸池公園第 2 期

株式会社まちづくり三鷹)によって「まちづくりワークショップ実践講座」から始められました。その後、ワークショップも回を重ねるごとに活発になり、ワークショップを中心とした市民参加による公園整備が進められました。

第 1 期整備では、周辺のタウン・ウォッチングや昔の丸池の話から、丸池復活のイメージをすりあわせし、公園計画案と立体模型づくりに取り組んだほか、具体的なデザインをつくるため、植栽、橋、トイレ、池の四つのテーマに分かれ要望をまとめました。その後、設計プランに修正を加えながら、完成予想図(パース)を発表するなど、平成 9 年から 11 年までに全 11 回のワークショップを開催し、平成 11 年度には整備工事をを行い、平成 12 年 4 月に開園しました。

北側斜面地の整備では、全 6 回のワークショップを開催し、園路、植栽、公園設備などの検討課題について、個性と特色ある整備プランを取りまとめ、平成 13 年度に整備工事を行いました。

第 2 期整備にあたっては、3 回の実施設計ワークショップを経て、平成 17 年度に第 2 期整備を行い、平成 18 年 6 月に開園しました。第 2 期整備では、のびのびと遊べる広場やはらっぱ、丸池につながる小川、みんなで米作りを体験する水田、果樹、シンボルツリーなどが盛り込まれ、丸池の里の魅力をいっそう高めることとなり、平成 19 年 6 月には、小学校 2 校の 5 年生による田植えが行われました。



平成 16 年 3 月丸池ワークショップ報告会

さらなる地域とのつながり

丸池第 1 期ワークショップ終了後、「丸池復活運営委員会」は発展的に解散して、「丸池の里 わくわく村」となりました。「わくわく村」では、市民の多くの方々の提言が実

った丸池の里を守り育てながら、子どもから大人まで親しみの持てる豊かな自然あふれる里にするための活動を行っています。

現在、まるいけツアーとして、子どもたちに復活した丸池や公園利用のマナーや自然界の知識を身につける環境学習、総合学習の場を提供するとともに、地域の青竹を利用した子どもたちとのカップづくりや、地元農家の野菜のおいしさを再発見する会を開催するな



第 10 回丸池わくわくまつり

ど、丸池公園を拠点に積極的に活動しています。また、公園ボランティアとして、市と協働で、清掃、植栽管理といった維持管理を行うなど、地域に根ざした公園づくりが進められています。

4 地域ケア推進事業の取り組み

「地域ケアネットワーク・井の頭」の発足

三鷹市は、平成 15 年 6 月に「三鷹市健康・福祉総合計画 2010」を策定して「地域ケアの推進」を重要課題とするとともに、平成 16 年度からは、福祉の支え合いネットワークを基礎とした地域福祉の展開を図るために「高齢者等地域ケアサポート推進モデル事業」を実施してきました。

こうした中で、地域住民の福祉や生活課題に対応して解決していくために、住民協議会や町会・自治会、商店会、民生委員、ほのぼのネット、ボランティア等と関係行政機関による「地域ケアネットワーク」を立ち上げ、相談や見守り支援、介護予防や福祉サービスの提供などの支援システムを築いていくこととしました。

住区ごとの「地域ケアネットワーク」の構築にあたっては、各住民協議会の取り組みや意向を踏まえるとともに、住民協議会を中心として、配食サービスや機能回復訓練事業などのボランティア活動が活発に展開されていることなどから井の頭地区をモデル事業地区とし、平成 16 年 10 月に「地域ケアネットワーク・井の頭」が発足しました。

相談サロンの開設と傾聴ボランティアの実施

「地域ケアネットワーク・井の頭」の発足後は、地域の課題発見に向けてワークショップや地域懇談会を開催してきました。その中で、地域の高齢者、子育て家庭、障がい者など、地域で生活する人たちが、心豊かでいきいきと暮らし続けることができるように、地域における生活や福祉の課題の把握と解決のための体制づくりと活動を行うことが確認され、具体的な事業のひとつとして、平成 18 年 1 月に「相談サロン」を開設しました。「相談サロン」は、地域に開かれた窓口として様々な人から相談が寄せられ、平成 18 年度末までに 140 人余りの利用がありました。

また平成 19 年 1 月からは、「出前のお話し相手・相談相手」を行う「傾聴ボランティア」

の取り組みも進めています。「傾聴ボランティア」は、高齢者の自宅や公共施設等において、高齢者のこれまでの人生の語りにより、高齢者は安らぎを得られ、また自身の心の整理がつくなどの効果が期待されています。

そして、このような活動を行うには専門家の指導のもと、技術の習得とトレーニングが必要であるため、市は、平成 18 年 9 月から 2 か月にわたり傾聴ボランティア養成講座を開催しました。事業の開始後は、市内 4 箇所の施設において、デイサービスの利用者や施設に入所している方の話に耳を傾けています。また、本来の目的である在宅の高齢者を対象とした活動を始めるための準備も進めています。



なごやかな雰囲気が好評の相談サロン

更なる地域ケアの推進に向けて

「地域ケアネットワーク・井の頭」では、高齢者などの日常生活でのちょっとした困りごとを地域の住民が援助する「地域生活支援サービスシステム」を行うとともに、高齢者や障がい者などの災害時の要援護者を支援する地域サポートシステムを確立するために、「災害時要援護者支援台帳」や「福祉・災害時支援マップ」の作成に取り組むなど具体的な支援活動のモデル事業を進めています。



多数の申込みがあった傾聴ボランティア養成講座

今後は、新川・中原地区において新たなネットワークづくりに取り組むなど、市民との協働による地域ケアの推進を目指します。

5 まちづくり条例による環境に配慮したまちづくりの推進の誘導

環境配慮制度導入の背景と概要

まちづくり条例は、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、平成 8 年 4 月に施行されました。本条例に基づき、土地利用総合計画の策定や開発事業の適切な誘導等を進めてきましたが、環境基本条例が平成 12 年 4 月に施行され、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、市は環境保全のための事前調査と対策を講ずることになりました。また、大規模小売店舗立地法が平成 12 年 6 月に施行され、大型小売店の立

地に伴う生活環境への影響を軽減するため、大型小売店の設置にあたり配慮すべき事項が定められました。

条例施行後のこれらの課題に対応するため、まちづくり条例を改正し、一定規模以上の開発事業に対して、平成14年4月から「環境配慮制度」を導入しました。環境配慮制度では、環境に著しい影響を及ぼす事業（開発事業）について、開発事業者が環境配慮に対する対策を積極的に講じるとともに、三鷹市との事前協議を十分に行うことが必要となりました。



緑地・公園が整備されたマンション

環境配慮指針等による開発事業の誘導

環境配慮制度の導入にあたり、市では環境配慮指針を定め、開発事業者は、生活環境、文化的環境、自然環境及び地球環境などについて、環境配慮基準に適合するよう開発事業を計画することとなりました。

また、市では、開発事業計画で環境保全等の対策にあたり遵守しなければならない具体的な数値・内容を、環境配慮基準として決めました。生活環境では駐車場・駐輪場などの設置台数、交通安全対策、環境汚染の防止など、文化的環境では景観、福祉、自然環境では緑化、自然生態系、水循環などについて、守るべき最低基準と地域特性などを考慮した誘導基準を設け、事業者の積極的な対策の誘導を図っています。

さらに、環境配慮基準で定める項目のほかに、住み良いまちづくりを推進し、良好な都市環境を創出するため、三鷹市開発事業に関する指導要綱による誘導も行っています。この指導要綱では、開発事業者が道路、緑地、公園、上下水道、防災対策などの公共施設及び公共的施設を設置するよう、指導、協力を求めており、具体的には、建築物の壁面の後退距離、歩道形状の空地（歩道状空地）の設置、3,000㎡を超える開発事業については公園や緑地の設置などの協力を求めています。

解体事業の届出の導入

マンションなどの建設が急増する中、既存建物の解体も急増し、周辺住民の生活に大きな影響を与えており、まちづくり条例を改正し、解体事業者が遵守しなければならない事項を定めました。平成18年6月から施行され、安心して安全な事業を推進するため、一定規模の既存建築物を解体する事業者に対し、周辺住民への説明会等による事前周知や市へのアスベスト処理



中高層建築物の建築による歩道状空地の整備

などを含む工事内容の事前計画書の届出を義務付けるなど、さらなる環境に配慮した取り組みを進めました。

期待される効果等

環境配慮制度に基づき開発事業を誘導することにより、環境配慮項目が明確になり、事業者自らが積極的に環境保全対策を講じるとともに、解体事業の届出により、環境への影響が懸念される事業に対し、早期の指導と影響の軽減を図ることが可能となりました。

また、環境配慮に向けた個別の取り組みが積み重なっていくことにより、緑や地下水など自然環境が保全・創出され、大気汚染対策やごみのリサイクルなどにより生活環境が保全・回復されるとともに、景観や福祉などの文化的環境が創出されるなど、様々な効果が期待されています。

三鷹市全体の環境の保全、回復及び創出に向け、今後も、まちづくり条例等による環境に配慮したまちづくりの推進を誘導していきます。